

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

周南市長 藤井律子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和 4 年 8 月 1 日（月）午前 11 時 15 分頃、周南市桜馬場通 1 丁目の県道下松新南陽線において、健康医療部健康づくり推進課職員の運転する公用車が、交差点を左折しようとした際、車両右側面に相手方自転車が衝突した人身事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥ 214,231 -

2 専決処分の年月日

令和 5 年 2 月 13 日